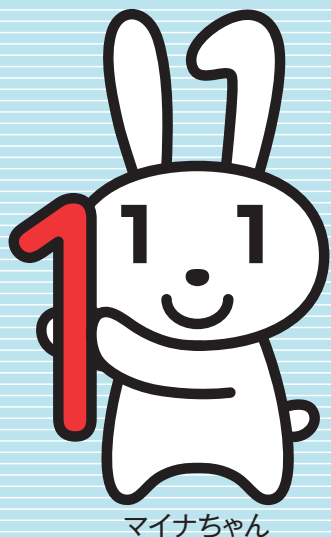




平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に
あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

登録は
お早めに

8月24日～9月25日 (持参又は必着)

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

Point

※申請が必要な方

東日本大震災による被災者で
住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で
住所地以外の居所に移動されている方



一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に
入院・入所されている方



申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、
コールセンター[全国共通ナビダイヤル]

マイナンバー
0570-20-0178

もしくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください

9:30~17:30
(土日祝日
年末年始を除く)



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします

！ 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、
氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)、
相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。

別記様式 (申請日) 平成 年 月 日

(市長・区長・町長・村長) 殿

通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

通知カードの送付先に係る居所(現に居住する住民票の住所地以外の地)について、下記のとおり登録申請します。

記

1 居所情報登録を行う者の情報	
氏名(ふりがな)	印
生年月日	年 月 日
住民票の住所	〒 -
通知カードの送付先(居所の所在地)	〒 -
連絡先	電話番号 () - 携帯電話 () - (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください)
代理人の職別	
氏名(ふりがな)	印
住所	〒 -
連絡先	電話番号 () - 携帯電話 () - (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください)

※ 代理人が本人に代わり申請する場合に記入してください。

裏面へ

表面

2 住所地において通知カードの送付を受けることができない理由
(該当する項目にチェックを付けてください)

☐ 東日本大震災により被災し、住所地以外の地へ避難しているため

☐ 避難先の市区町村や都道府県、避難先の市区町村や都道府県等の関係行政機関が行っている避難者への情報提供のために、居所情報を関係行政機関において共有し、利用することに同意する場合、チェック欄にチェックを付けてください。

☐ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者で、住所地以外の地へ移動しているため

☐ 平成27年10月5日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため

☐ その他(具体的な状況を下の理由記載欄に記載してください)

理由記載欄

備考欄

8月24日～9月25日までに(持参又は必着)
お早めに住民票のある市区町村へ持参又は郵送してください

裏面

Step 1 氏名、住民票の住所、
居所の所在地、連絡先などを記入

Step 2 やむを得ない理由などの情報を記入

<提出書類>

☒ 申請書

<添付書類>

☒ 申請者の本人確認書類(運転免許証など)

☒ 居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

☒ 代理人の代理権を証明する書類(委任状など)〔代理人が申請する場合〕

☒ 代理人の本人確認書類(運転免許証など)〔代理人が申請する場合〕



マイナちゃん

上記の書類を添付した申請書を
平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着)
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。

※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。